

平成16年 第5回 12月(定例)中間市議会会議録(第4日)

平成16年12月22日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成16年12月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第38号議案 平成16年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 2 第39号議案 平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)
- 日程第 3 第40号議案 平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 第41号議案 平成16年度中間市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 第42号議案 平成16年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 第43号議案 平成16年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)
(日程第1～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第44号議案 中間市道路線の廃止について
- 日程第 8 第45号議案 中間市道路線の変更について
- 日程第 9 第46号議案 中間市道路線の認定について
(日程第7～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 地方財政の削減に反対する意見書
第22号
- 日程第11 意見書案 教育基本法の理念を生かすことを求める意見書
第23号
(日程第10～日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 意見書案 介護保険の改善に関する意見書
第24号
- 日程第13 意見書案 定率減税の継続を求める意見書
第25号
(日程第12～日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 高齢者虐待防止法の制定を求める意見書
第26号
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

第 2 7 号

(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 第24号議案 中間市政治倫理条例

(日程第16 繼続審査)

日程第17 請願第2号 北九州市との合併中止を求める請願

(日程第17 繼続審査)

日程第18 請願第3号 中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願

平成15年

(日程第18 繼続審査)

日程第19 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
6番 青木 孝子君	7番 久好 勝利君
8番 杉原 茂雄君	9番 岩崎 三次君
10番 堀田 英雄君	11番 井上 久雄君
12番 湯浅 信弘君	13番 掛田るみ子君
14番 香川 実君	15番 上村 武郎君
16番 岩崎 悟君	17番 佐々木正義君
18番 米満 一彦君	19番 下川 俊秀君
20番 片岡 誠二君	21番 井上 太一君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陞君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	是永 勝敏君	建設部長	行徳 幸弘君

教育部長	工藤 輝久君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長	上田 献治君	消防長	小倉 計輝君
秘書課長	田中 久光君	企画財政課長	牧野 修二君
総務課長	中野 諭君	税務課長	鳥井 政昭君
合併問題対策室長			中村信一郎君
環境保全課長	松本三千人君	経済振興課長	増田令次郎君
介護保険課長	成富 隆俊君	健康増進課長	中尾三千雄君
管理課長	榎野 広行君	下水道課長	佐藤 満洋君
営業課長	矢野 卓雄君		

事務局出席職員職氏名

局長	勝原 直輝君	次長	白子 優一君
補佐	小田 清人君	書記	岡 和訓君
書記	平川 佳子君		

午前10時00分開議

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

・
・
日程第1．第38号議案

日程第2．第39号議案

日程第3．第40号議案

日程第4．第41号議案

日程第5．第42号議案

日程第6．第43号議案

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、第38号議案から日程第6、第43号議案までの各会計補正予算6件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

総務文教委員長（上村 武郎君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案のうち総務文教委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算の総額は4億7,310万円で、一般会計の総額を179億2,810万円とするものです。

まず歳入の主なものは、市税が6,200万円の増額で、国庫支出金及び県支出金が1,980万円の増額となり、退職金に充当するための基金からの繰入金が1億円増額されております。

また市債では、道路整備事業債等で1億8,400万円が増額されております。

次に歳出の主なものは、総務費では、人件費で退職勧奨等による退職者の増加で、退職手当1億800万円が計上されております。

教育関係では、度重なる台風による災害に対する費用として、各小中学校の校舎や体育館の修繕費として350万円が計上されています。

審査の中で委員から、ホストコンピューター等借上料の債務負担行為補正について、「17年度から5年間リースということだが、北九州市と合併した場合どうなるのか」という質疑があり、執行部から「北九州市の担当者と協議したところ、合併した場合でも当分の間は、中間区は中間区での電算処理になるとのことでありましたので、既に現行のシ

ステムは5年間の減価償却期間を過ぎており、トラブルも発生していることからリース替えするものです」との答弁がありました。

また、委員から働く婦人の家について、「利用者から雨漏りがひどいとの声が多くあがっているが、現状はどうなっているのか」との質疑があり、執行部から「今年の台風の影響で雨漏りがひどくなりました。現在は予算の関係もあり、最低限の対応をしていますが、既に新年度予算では要望を出しています」との答弁がありました。

最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております一般会計補正予算（第4号）のうち、民生経済委員会に付託されました所管部分並びに、特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）、老人保健特別会計補正予算（第1号）、介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、一般会計の歳入補正予算の主なものは、民生費国庫負担金のうち被用者就学前特例給付交付金2,390万円の増額や、生活保護費負担金1,610万円の減額、また民生費県負担金のうち母子生活支援施設措置費負担金128万円、民生費県補助金のうち老人福祉費補助金360万円の増額が主なものであります。

次に、歳出補正予算の主なものは、民生費の老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金1,310万円、また扶助費で緊急通報体制等整備事業に180万円が計上され、これは緊急通報システム機器20台分を新たに設置するための費用で、現在まで既に377台が設置されています。

さらに、児童措置費のうち扶助費として、児童手当法の一部改正に伴い小学校3年生まで支給対象が広がりますことから、児童手当経費として5,700万円が主なものです。

また、生活保護費の扶助費で4,750万円、農地費では中間市と鞍手町との境界であります「境川」の農業用水路整備工事を行っており、本年度は総事業費1,600万円のうち、中間市の負担金として800万円計上しております。

委員から、社会復帰施設運営補助金についての質疑に対し、執行部から「社会復帰施設であります「パルハウスぼちぼち」の補助金が裁定されなかった理由といたしましては、福祉圏域は北九州市、中間市、遠賀四町であり、北九州に施設が充足していることで却下され、県へは環境事務所を通じて福祉圏域を変更してもらうようお願いいたしております。今後合併問題で中間市が単独行政で行くことになれば県へ強く要望したい」との答弁がなされております。

また、市民健康管理システムを近隣で導入している実態についての質疑があり、執行部より「管理システムを導入している市町は、直方市、鞍手町、甘木市においては既に導入済みで、このシステムの導入については、平成16年度においてシステムの調査及びデータ移行を当初予算で計上いたしておりましたが、個人情報を取り扱うため、セキュリティ問題、システム運用管理に当たって未解決の問題があり、その対応について検討を進めており、17年度導入に向け努力している」との答弁がなされております。

次に、国民健康保険事業補正予算につきまして、歳出の主なものは、保険給付費の療養諸費では一般被保険者療養給付費9,400万円、退職被保険者等療養給付費1億9,000万円、保険給付費の高額療養費では、一般被保険者高額療養費2,100万円、退職被保険者等高額療養費3,200万円がそれぞれ増額補正され、また老人保健拠出金では、老人保健医療費拠出金2億1,900万円が減額補正されております。

歳入では、国庫負担金の療養給付費等負担金4,100万円、国庫補助金の財政調整交付金1,200万円、歳入欠陥補填収入として5,000万円がそれぞれ減額補正され、療養給付費交付金2億400万円が増額されております。

以上により、歳入歳出とも1億200万円を増額し、予算の総額は歳入歳出それぞれ55億1,800万円となっております。

次に、老人保健特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、医療諸費の医療費給付費9,200万円、医療費支給費2,100万円の増額補正、歳入では支払基金交付金6,800万円、国庫支出金2,900万円、県支出金700万円、一般会計からの繰入金700万円がいずれも増額され、歳入歳出それぞれ1億1,300万円を追加し、予算の総額は歳入歳出64億2,000万円となっております。

次に、介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳出の主なものは、保険給付費のうち要介護1から5までの認定者に対するサービス諸費9,300万円が計上され、そのうち居宅介護サービス給付費7,600万円、介護サービス計画給付費1,700万円が主なもので、また基金積立金では介護給付費準備基金積立金1,600万円が増額補正されております。

歳入では、国庫支出金2,300万円、支払い基金交付金3,000万円、県支出金1,100万円、一般会計からの繰入金1,300万円がそれぞれ増額されております。

以上により、歳入歳出とも1億1,300万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ27億2,400万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました各議案の概要ですが、最後にそれぞれ採決いたしました結果、各議案とも全員の賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

次に、岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。ご指名によりまして、ただいま議題となっております第38号議案、第40号議案及び第43号議案の補正予算3件につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

まず一般会計補正予算（第4号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、土木費の道路橋りょう費では、深坂地区の水入・朝霧線道路改良事業に伴う工事費と用地購入費が計上されております。

事業の概要といたしましては、深坂一丁目から二丁目にかかる道路が狭く車輌の離合が困難なため、車道部分を現状の幅員4メートルから7メートルに拡幅し、両側に幅員2.5メートルの歩道を設置し、交通の円滑化を図るとともに、歩行者の安全を確保するものでございます。

審査の中で委員から、「水入・朝霧線道路改良事業の完成予定」について質疑があり、これに対し、「この水入・朝霧線は学童の通学路になっており、新入学児童の安全を確保するため一日も早い着工が望まれており、できるだけ年内に完成させたい」との説明がありました。

道路維持費では、道路の補修費や街路樹の剪定委託に要する経費が計上されております。

次に、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では、下水道受益者負担金の一括納付に係る報償費及び下水道の管渠築造工事費の増額、職員の異動に伴う人件費の減額によるものです。歳入歳出それぞれ1,125万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,188万円とするものです。

最後に、水道事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の主なものは、資本的支出及び水道事業費用における局内職員異動に伴う給与費の補正であります。

水道事業費につきましては、営業費用として427万円を減額するものです。また資本的支出につきましては、改良費として427万円を計上し、同額を減債積立金で補填するものです。

以上、3議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第38号議案から第43号議案までの平成16年度各会計補正予算6件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第38号議案平成16年度中間市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案平成16年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案平成16年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案平成16年度中間市老人保健特別会計補正予算（第1号）を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案平成16年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案平成16年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)を起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員起立であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

・

・

日程第7.第44号議案

日程第8.第45号議案

日程第9.第46号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第7、第44号議案より、日程第9、第46号議案までの市道路線3件を一括議題とし、建設水道委員長の報告を求めます。岩崎悟建設水道委員長。

建設水道委員長(岩崎 悟君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第44号議案、第45号議案及び第46号議案市道路線3件について、建設水道委員会で行いました審査の概要とその結果についてご報告申し上げます。

まず第44号議案市道路線の廃止について説明をいたします。

今回、廃止の議決を得るために提案されております市道は、中間市市営住宅土手ノ内団地内に位置する、「新土手6号線」、「新土手7号線」、「新土手8号線」、「新土手9号線」、「新土手10号線」の5路線であります。この5路線は、中間市市営住宅土手ノ内団地建替工事に伴い、当該住宅敷地の形状を変更することから廃止を行うものであります。

なお、今回廃止いたします5路線の総延長は122.79メートルです。

次に、第45号議案市道路線の変更について説明いたします。

今回、変更の議決を得るために提案されております市道は、岩瀬東町公民館北側に位置する「行幸尾2号線」、中間中学校北東側に位置する「村・猿喰線」、遠賀橋北西側に位置する「村6号線」の3路線であります。

行幸尾2号線は、道路として使用していない部分を普通財産に所管換えし、村・猿喰線及び村6号線は、主要地方道中間・宮田線道路改良工事に伴い、道路の一部が主要地方道及び側道にそれぞれ含まれることから区域の変更を行うものであります。

なお、今回変更いたします3路線の総延長は683.78メートルから572.8メート

ルとするものであります。

最後に、第46号議案市道路線の認定について説明をいたします。

今回、認定の議決を得るために提案されております市道は、遠賀橋西側に位置する「村11号線」、「村12号線」の2路線であります。この2路線は、主要地方道中間・宮田線道路改良工事に伴い、当該地区の環境整備を図るものであります。

なお、今回認定いたします2路線の総延長は309メートルでございます。

審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして委員長の報告を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第44号議案から第46号議案までの市道路線3件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず第44号議案中間市道路線の廃止についてを起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案中間市道路線の変更についてを起立により採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案中間市道路線の認定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

・
・
日程第10.意見書案第22号

日程第11.意見書案第23号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第10、意見書案第22号及び日程第11、意見書案第23号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

地方財政の削減に反対する意見書案の提案説明をいたします。

小泉内閣が地方税財政をめぐって進めている「三位一体改革」は、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方への税源移譲、地方交付税の見直しの三つを一体で行おうというものです。「三位一体改革」では、「2006年度までに4兆円規模の国庫補助負担金を廃止・削減する。削減した補助負担金の8割程度の約3兆円を地方に移譲する。地方交付税は、財源保障機能を縮小し、総額を抑制する」としています。このように「一体」にした「改革」の後は国の歳出をカットするもので、教育、福祉関係が大半を占める補助金の削減で国の財政負担を減らすとともに、特に国の財政支出で大きな割合を占める地方交付税の削減をねらったものです。

小泉首相が「真摯に受けとめる」という8月に出された地方六団体案は「三位一体に名を借りた地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められない」と述べ、地方交付税削減に絶対反対の立場を打ち出しています。また全国知事会などが約9,000人を集めて開催した11月17日の決起大会でも、「交付税等の大幅削減は国と地方との信頼関係を著しく損なうものであり、断じて容認できない」と決議をあげています。

11月18日、政府与党が合意した「三位一体の改革に対する基本的枠組み」は、小泉内閣が進める「三位一体の改革」の名による地方財政の削減を一段と進めるものであることが明らかになりました。地方からの批判の中で、「2年間で7兆円から8兆円」を削減するという財務省の案は退けられたものの、国と地方の双方が納得できる形で歳出削減に努めるとして、総額は総務省と財務省との間で検討することになりました。今後、政府の予算編成において、地方への深刻な財政圧迫が懸念されます。今回の「枠組み」合意は、「補助金改革」についての「地方案」について「真摯に受けとめる」と言っていますが、大半は「別途検討」、「さらに検討」と付記して、来年度から現行2分の1の補助率の引き下げを盛り込もうとしています。

義務教育の負担金や私立保育所の運営費負担金、私学助成補助金などは、地方財政の確保という立場に立ちつつも、国民の権利と国の責任の後退を許さない方向での改革が必要です。税源移譲そのものは、地方自治の拡充の観点から当然のことですが、今回の税源移

譲は補助負担金の廃止・縮減とセットであり、補助負担金の削減を強行するというのなら、国はそれに見合う税財源を地方自治体に保障する責任があります。

以上のことから、政府に対し、税源移譲と地方交付税の必要総額の確保を強く要求するとともに、地方財政の削減をしないよう求めるものです。

ご賛同をよろしくお願ひいたします。

引き続き、教育基本法の理念を生かすことを求める意見書（案）の提案をいたします。

我が国の教育基本法は、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するという日本国憲法の理念に基づき、国家的視点のみならず、世界的視野に立った目標を掲げ、子どもが「平和的な国家及び社会の形成者として」育つことを教育の根本とし、その理想を実現するために教育の基本的あり方を示した法律です。教育基本法の前文は、「この理想の実現は根本において教育の力に待つべきものである」として教育の重要性を訴えています。

このように憲法と一体のものとして制定された教育基本法は、第1条で教育の目的を「人格の完成」とし、第3条で「教育の機会均等」を定め、第10条ではそのための条件整備を教育行政に求めています。その結果、義務教育の保証、僻地教育や障害児教育の改善などに見られるように、さまざまな問題を抱えながらその理念を実現するための努力が積み重ねられてきました。

ところが、文部科学省は、2001年11月26日、中央教育審議会に新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方を審議するよう諮問しています。それを受け、中央教育審議会は2003年3月20日に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」と題する提言をまとめ、文部科学大臣に答申しました。

その内容は、「公共の精神、道徳心、自立心」また「伝統、文化を尊重し、郷土や国を愛する心」、「国や社会など公共に主体的に参画し、公正なルールを形成し遵守することを尊重する意識や態度を涵養する」など、心や規範を強調し、個人の内面の自由を侵害することを盛り込んだり、教育基本法に教育振興基本計画を位置づけ、教育内容へ国が介入する法的な裏付けをとろうとするなど、憲法に抵触するおそれのあることにも触れています。今日の国民のモラルの低下、そしていじめや不登校、あるいは学校崩壊といった教育の現状と課題は、教育基本法を軽視してきたことに根本的な原因があります。今日の教育問題は、教育基本法の指示する方向が現実の教育現場において、どれだけ生かされてきたのかを徹底的に検証することが何よりも重要な課題です。

こうしたことから、政府に対し、「三位一体の改革」の名のもとに義務教育費国庫負担を削減するなど国の責任を後退させるのではなく、教育基本法の理念を、あらゆる機会を通じて学校教育や社会に生かす取り組みを求めるものです。

以上、ご賛同のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

議員(3番 佐々木晴一君)

教育基本法の理念を生かすことを求める意見書に対し、反対討論をいたします。

そもそも教育基本法の原文は、日本国憲法と同じように英語であります。当時のG H Qは、日本側が要求した原案に対し、削除・修正を加え、現在の教育界の憲法とも言うべき教育基本法を昭和22年3月31日に施行させたいきさつがあります。

教育基本法ができた60年前の終戦直後と違い、日本を取り巻く内外情勢をはじめ、教育にまつわる環境は、当時想像だにできないほど現在は激変しております。

特に、今年6月に起きた長崎県佐世保市の大久保小学校での少女による同級生の殺害事件、また昨年7月、当時12歳の男子中学生が4歳の幼児をビル屋上から突き落とし、殺害した事件のように、少年犯罪多発と凶悪化は目に余るものがあります。

これらの原因は間違いなく学校教育と家庭教育、さらには社会教育にあります。そこで、その対策には早急に今の社会環境、教育事情に合致した教育基本法に改正すべきだと考えます。

改正すべき点は、教育基本法の中に次の点を加え、盛り込むことできます。一つ、我が国の伝統文化の尊重、一つ、愛国心の涵養、一つ、道徳教育の充実、一つ、宗教的情操の涵養、一つ、家庭・家族の尊重、一つ、家庭での保護者の教育責任、以上6項目は、平成13年5月に行われた小泉総理の所信表明演説にあった「米百俵」の精神に合致するものであり、今こそ日本国民が取り戻さなくてはならない精神的伝統遺産であります。

ゆえに、国による教育基本法の改正の動きを心から歓迎するとともに切望するものでありますから、教育基本法の理念を生かすことを求める意見書には反対いたします。

議長(杉原 茂雄君)

ほかに討論ありませんか。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

教育基本法の理念を生かすことを求める意見書案について賛成討論を行います。

文部科学省は、教育基本法改正法案の、いわば骨格 これは19条からなる法案の骨

格であります。その作成を始めています。また、自民党と公明党でつくっている与党・教育基本法改正に関する検討会でも中間報告を出すなど、次の通常国会に向けての法案提出の作業が進められるなど、教育基本法改悪の動きが強まっています。

教育基本法改悪で特徴的なことを幾つか挙げてみたいと思います。

まず第一は、現在の教育基本法第10条では、「教育は不当な支配に服することなく」と、このようになっていますが、これを「教育行政は不当な支配に服することなく」と変えるというものです。この不当な支配を誰が行うのかということでは、今までには不当な支配を行う可能性があるものとしては、国家あるいは教育行政が入るということが共通の認識になっていました。ところが、今回は「教育は不当な支配に服することなく」というのを「教育行政は不当な支配に服することなく」となるわけですから、これは180度転換するものであります。

以前、東京の養護学校で、性教育に対する議会からの不当な支配といいますか、介入が行われたことがあります。このような改悪法のねらい、これは国家あるいは教育行政、議会などが教育内容への介入を容易にできるようにするためのものであります。

第二は、日本国憲法でも教育基本法でも、国民であるためにどのような規定といいますか、そういうものは全くないわけで、どんな民族であろうと、どんな思想、あるいは価値観、歴史観を持っていても、それは何ら国民であることに対する枠から外れるというようなことは全く今までありませんでした。これに対応するところが、第1条、教育基本法第1条の「平和的な国家及び社会の形成者」というところではないかと思いますが、この改悪案では、この文言をなくして、「義務教育は国民としての素養を身につけるために行う」と、このようになっております。このことは、国民はこうあるべきだとして、望ましい国民像を規定して国家が進める方向へと教育の枠をはめていくということであります。

また第三は、第2条に、「教育の目標」というものが新たに設けられることになります。今までには「教育の目的」というのが教育基本法の中にありましたけれども、今回は「目標」ということになります。他の条文から考えてみると、これは望ましい国民像が目標に当然のことながらなるかと思います。目標実現の状況を国家が点検、管理する方向に法律を変えようというのであります。ですから、この中には愛国心などということも当然のことながら入れて、国家が各教育内容を点検、管理する、これが学校にも及ぶということになります。

まだまだ問題点はたくさんありますが、今見たところだけでも今回の教育基本法改悪のねらいは、戦前の教育勅語による教育の誤りを正すためにつくられた現在の教育基本法を以前の国家が統制する教育へと後戻りさせる狙いがあろうかと思います。そのために、この狙いを阻止する意見書案に賛成するものであります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

議題のうち、まず意見書案第22号地方財源の削減に反対する意見書を、起立により採決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立少数であります。よって、意見書案第22号は原案否決されました。

次に、意見書案第23号教育基本法の理念を生かすことを求める意見書を起立により採決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、意見書案第23号は原案のとおり可決されました。

・ ·

日程第12.意見書案第24号

日程第13.意見書案第25号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第12、意見書案第24号及び日程第13、意見書案第25号の意見書案2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

議員(7番 久好 勝利君)

介護保険の改善に関する意見書案について提案理由の説明を行います。

「家族による介護から社会全体で介護を支える仕組みを創設する」とのうたい文句で介護保険制度は2000年4月にスタートし、来年4月に5年目の見直しの時期を迎えるため、政府は来年の通常国会で介護保険見直し法案を提出する予定で準備を進めています。

検討されている課題は、介護保険制度に関するこれまでの県、市長会、町村長会からの改善に関する要望事項と異なり、高齢者のサービス利用の制限やサービス利用料の値上げ、国民負担の増大などで、高齢者をはじめ多くの関係者が不安と懸念を表明しています。

介護保険の見直しに当たっては、要介護者や高齢者の生活実態の把握に努め、保険者である自治体はもとより、介護事業に携わる関係者などとも十分に意見調整を行い、介護を必要とする誰もが利用できる制度改革が何よりも求められるところです。

高齢者が安心して利用できるよりよい介護保険にしていくために、意見書は次の事項の実現を求めるものです。

1、国の制度として住民税非課税世帯などの低所得者に対しては、生活実態に即した十

分な配慮を行い、保険料・利用料の軽減・減免措置を設けること。このため国庫負担の割合を直ちに25%から30%に引き上げ、調整交付金は25%の外枠とともに調整機能を拡充すること。

2、保険料、利用料のあり方を支払い能力に応じた負担に改めること。要介護の重い人などは利用限度額を撤廃し、必要なサービスは介護保険で受けることができるよう改めること。

3、制度実施に対応する介護サービスの基盤整備を進めるとともに、地域の実情に応じた安価で質のよい介護サービスが提供できるよう、事業者に対する自治体の権限など拡充すること。

4、国の財政支援や自治体の責任を明らかにして、介護、医療、福祉、公衆衛生の連携を強め、高齢者の健康づくりを進めること。

5、居宅介護支援事業や訪問介護事業にかかる介護報酬について適切な見直しを図ること。あわせてケアマネージャーが独立性、公共性をもって適切なケアプラン作成に専念できるように介護報酬の引き上げと条件整備を図ること。

以上であります。

次に、定率減税の継続を求める意見書案について提案理由の説明を行います。

定率減税は、25万円を限度に所得税額の20%、4万円を限度に住民税額の15%を減額するもので、1990年代のバブル崩壊後の長期不況と、当時の橋本内閣が行った9兆円の国民負担増による景気悪化のもとで著しく停滞した経済活動の回復に資するとして、景気回復の一環として1999年に導入されました。

定率減税を廃止すれば、国民負担は新たに3兆3,000億円も増えます。しかも定率減税は限度額を設定したことによって高額所得層の減税額が頭打ちとなっているため、定率減税廃止による影響は小さく、年収5,000万円なら増税は1%そこそこにとどまります。それに比べ、中低所得層の世帯では、所得税・住民税の税額が2割程度も引き上げられ、一層の痛みを押しつけられることになります。

政府税制調査会の石弘光会長は、定率減税をやめれば実質的に大増税になることを認めながら、定率減税を導入した1999年当時と比べると景気ははるかに今の方がいいとして廃止の姿勢をとっています。これは家計の実態を見ない議論です。国民の大多数には景気回復の実感がありません。それにもかかわらず、大手企業のみが利益を上げている、この格差は大手企業の利益回復は、雇用や賃金にしわ寄せするリストラによってもたらされているからで、その分、家計の所得は悪化しています。

年金・医療の負担増、配偶者特別控除、老齢者控除の廃止による増税に加え、新たに定率減税を廃止するならば、国民生活へのさらなる痛みと景気の悪化をもたらすことは明らかです。もともと定率減税の廃止は、基礎年金への国庫負担の割合を3分の1から2分の1に引き上げる財源を理由に、自民・公明の政府与党が計画しました。ところが石会長は

増税分の使い道を年金に限定することはある得ないと完全に否定しています。これほど国民を侮った議論はありません。

見過ごしにできないのは、定率減税を導入した際に法人税の税率を引き下げて2兆5,000億円を減税し、所得税・住民税の最高税率も引き下げていることに、政府与党は一言も触れようとしないことです。財源が足りないと言うのなら、大もうけを上げている大企業の法人税率を元に戻すべきではないでしょうか。社会保障の財源のため、財政重建のためというのであれば、国と地方をあわせて40兆円の公共投資、あるいは政党助成金など歳出の浪費にメスを入れるべきです。

庶民への増税を押しつける定率減税の廃止をやめ、景気回復を図るためにも定率減税を継続することを求める意見書案にご賛同いただきますようよろしくお願ひいたしまして提案理由の説明を終わります。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

議題のうち、まず意見書案第24号介護保険の改善に関する意見書を、起立により採決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第25号定率減税の継続を求める意見書を起立により採決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君） 起立少数であります。よって、意見書案第25号は原案否決さ

れました。

・
・
日程第14.意見書案第26号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第14、意見書案第26号高齢者虐待防止法の制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。湯浅信弘君。

議員（12番 湯浅 信弘君）

意見書案の案文の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書案。高齢化が世界有数のスピードで進む我が国では、最近、介護が必要な高齢者を放置したり、家庭や施設内で高齢者に暴力をふるったりするなど虐待が深刻化しております。しかしながら、高齢者への虐待は表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきており、児童虐待に比べ法整備などの対策も遅れているのが現状です。

虐待の背景には、限界を超える介護へのストレスや、複雑な家庭内の人間関係なども含まれており、虐待を自覚していない家族も多く、介護家庭を含めた精神的なケアが不可欠であるとの指摘もあります。

昨年、厚生労働省は、家庭内での高齢者への虐待について初の全国調査を行い、本年4月調査結果が発表されました。それによれば、「生命に関わる危険な状態」に至る事例が1割という深刻な実態が浮き彫りになる一方、虐待に気がついた在宅介護支援の専門職の9割が対応は困難を感じていることも明らかになりました。

この結果からも、高齢者虐待の定義を明確にすることをはじめ、虐待防止と早期保護への具体的な仕組みづくりが急務であることが確認されているところです。

そこで、地域社会全体として、高齢者的人権を守る体制を充実させ、虐待防止のための具体的な対策を早急に実現するため、以下の内容をふまえ、高齢者虐待防止法の制定を強く要望いたします。

以下、6項目の朗読を省略させていただきます。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第26号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

議員（6番 青木 孝子君）

高齢者虐待防止法の制定を求める意見書案について、日本共産党市議団を代表いたしまして、意見を付して賛成といいたします。

小泉政権の「構造改革」によって、国民の暮らしさは深刻です。大企業のリストラの横行で失業者は増大し、失業率は5%台にも達したことがあります。またアルバイトやフリーターが増加し、労働者全体の34.6%にもなっています。こうしたことから、1世帯当たりの平均所得は97年と比べると約70万円も減少し、厚生労働省の「国民生活基礎調査」によっても、生活が苦しいと答えた世帯は過去最高の53.9%に上りました。

小泉内閣の経済政策のもとで、富めるものはますます富み、貧しいものはますます貧しくなるという所得の二極化が進んでいます。日本は上位25%の世帯が全所得の4分の3を占めるようになり、アメリカやイギリスに次いで貧富の差が広がり、社会的公平性が損なわれた社会になりつつあります。こうしたときだからこそ、社会保障制度が本来の役割を果たさなければなりません。

ところが、その社会保障制度も相次ぐ改悪の嵐です。介護保険や医療の改悪、年金給付のカット、課税控除の廃止や縮減など高齢者いじめの小泉自公政治こそ虐待ではないでしょうか。

財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構が実施した「家庭内における高齢者虐待に関する調査」によると、虐待の内容については、「担当ケアマネージャー」からの回答では、「心理的虐待」が63.6%で最も多く挙げられています。次いで、「介護・世話の放棄・放任」が52.4%、「身体的虐待」が50%となっています。機関別に虐待の内容を見ると、ほとんどの機関で「心理的虐待」が最も多いが、「基幹型在宅介護支援センター」、「市町村保健センター」などからの回答では「経済的虐待」の割合が他の機関よりも高く、3割を超えています。

高齢者の人権を守る体制を充実させ、虐待を防止するために、意見書案の5つの対策に「介護に当たる人の待遇改善と資質の向上を図ること」を追加することを求めて、賛成討論といいたします。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第26号高齢者虐待防止法の制定を求める意見書を、起立により採

決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第26号は原案のとおり可決されました。

・ · ·

日程第15. 意見書案第27号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第15、意見書案第27号大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

議員（13番 掛田るみ子君）

大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書案の趣旨説明を行います。

我が国は近年まれに見る大規模な災害により、甚大な被害がもたらされ、住民生活と地域経済に大きな影響が生じております。被災地及び被災者への一層の支援はもとより、国民を災害から守るために万全の対策を講ずるよう、以下の事項について早期実施を要望するものです。

1、避難所や救援活動の拠点となる建物の耐震化。 2、河川、海岸などの堤防等の総点検と整備。 3、山間地の震災対策。 4、防災無線の整備、洪水ハザードマップ策定に関する予算措置と市町村長に対する警戒情報の発令基準及び避難誘導マニュアルの策定。 5、高齢者等要援護者への災害対策マニュアルの策定。

以上、議員の皆様のご賛同のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第27号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第27号大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書を、起立により採決をいたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、意見書案第27号は原案のとおり可決されました。

・
・
日程第16. 第24号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第16、第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、所管の総務文教委員長から、目下、委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、よって、総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決しました。

・
・
日程第17. 請願第2号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第17、請願第2号北九州市との合併中止を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願2号については、所管の合併促進調査特別委員長から、目下、特別委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

・
・
日程第18. 請願第3号平成15年

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第18、平成15年請願第3号中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております平成15年請願3号については、所管の合併促進調査特別委員会委員長から、目下、特別委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。特別委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

・ · ·

日程第19. 会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより、日程第19、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議場において植本種實君及び下川俊秀君を指名いたします。

・ · ·

議長（杉原 茂雄君）

以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前11時07分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議長 杉原茂雄

議員 植本種實

議員 下川俊秀